

代議員選挙規則

第1条（趣旨）

この規則は、定款第13条第3項及び第5項に基づき、代議員選挙及び補欠代議員選挙（以下「代議員選挙」という。）を実施するために定めるものである。

第2条（選挙管理委員会）

代議員選挙に関する事務は、選挙管理委員会が行う。

第3条（代議員定数）

- 1 代議員定数は、定款第13条第2項に基づき、理事会で定めたいえ、代議員総会の承認を得て決定する。
- 2 理事会は、補欠代議員定数を定め、代議員総会に報告する。

第4条（選挙の告示）

- 1 選挙管理委員会は、代議員選挙の投票最終日及び第7条の立候補届出の締切日を定めて、選挙権を有する正会員に対して、代議員選挙を告示する。
- 2 選挙管理委員会において、前項の書面（以下「告示書」という。）を、選挙権を有する正会員が届け出た住所に普通郵便で発送したときに、告示の効力を生じる。

第5条（選挙権）

告示書を発送した日が属する月の2ヵ月前の月の末日に正会員である者は、代議員選挙の選挙権を有する。但し、会費を滞納している者は、この限りでない。

第6条（被選挙権）

代議員選挙の告示の日の2年以上前から引き続き正会員である者は、代議員（補欠代議員）選挙に立候補できる。但し、会費を滞納している者は、この限りでない。

第7条（立候補）

- 1 代議員選挙に立候補しようとするは、所定の立候補届出用紙を用いて、告示書に定められた立候補届出の締切日までに、所定の方式で、選挙管理委員会に対して、立候補の届出をすることができる。

- 2 選挙管理委員会は、告示書の発送の際に、立候補届出用紙を同封するものとする。

第8条（立候補者名簿及び被選挙権者名簿）

- 1 理事会は、前条の立候補者とは別に、選挙管理委員会に対して、代議員の候補者を推薦することができる。
- 2 選挙管理委員会は、前条の立候補者及び前項の推薦を受けた者について、被選挙権を有することを確認したうえで、これらの者を記載した名簿（以下「被選挙者名簿」という。）を作成する。

第9条（投票用紙等の発送）

- 1 選挙管理委員会は、遅くとも投票締切日の2週間前までに、選挙権者に対して、投票用紙、及び、被選挙者名簿を発送する。
- 2 選挙管理委員会において、前項の書面を、選挙権を有する正会員が届け出た住所に普通郵便で発送したことをもって、同書面を送付したものとみなす。

第10条

選挙管理委員会は、投票に際して、職種並びに地域に偏りがないよう配慮することを求めることができる。

第11条（投票方法）

投票は、選挙権者が、所定の投票用紙を用い、被選挙者名簿の中から、3名以内の者を連記し、無記名の郵便投票により行う。

第12条（有効投票等）

- 1 代議員選挙の投票は、投票最終日までの消印のあるものを有効とする。
- 2 選挙管理委員会は、投票の最終日経過後、概ね1週間以内に、開票を行う。

第13条（代議員の選出）

- 1 開票の結果、得票数の多い順に、代議員定数に達するまでの者を代議員とし、次点以下補欠代議員定数に達するまでの者を補欠代議員とする。
- 2 定数内の最下位の得票数が同数であるときは、抽選によって当選者を定める。

第14条（選挙結果の公表）

- 1 選挙管理委員会は、選挙の結果を速やかに理事会に報告する。

2 理事会は、選挙の結果を、会報等を通じて正会員に報告する。

第15条

代議員選挙によって、新たに代議員等に選挙された者は、定款第14条第1項に基づき、それまでの代議員の任期が終了したときから、その任期を開始する。